

北斗市立茂辺地小中学校 いじめ防止・不登校対策 基本方針

令和6年4月

1 いじめ防止基本方針策定に当たっての学校の考え

- ◆学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにする。
- ◆いじめが心身に及ぼす影響など、いじめの問題に関する児童生徒の理解を深めるようにする。
- ◆学校、家庭、地域、行政等が相互に連携協力し、社会全体でいじめの問題を克服することを目指す。

ポイント・いじめの芽ほどの児童生徒にも生じ得るという緊張感を持つことが大切。

いじめをはやし立てたり、放置したりしないようにすることが大切。

いじめを受けた児童生徒に非はないとの認識に立つことが大切。

【北海道いじめの防止等に関する条例 第3条より】

以上を強く認識し、校長を中心とした全教職員が一丸となって取り組んでいく。また、児童生徒がいじめの重大さに気づき、自分たちが主体となっていじめのない学校をつくる姿勢を育てるよう指導、支援していく。

2 いじめの定義

- ◆「いじめ」とは、一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為で、その行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

ポイント・一定の人的関係とは、同じ学校・学級や部活動、塾など、児童生徒がかかわっている仲間や集団などの関係をいう。

- ・インターネットを通じて行われるものも含まれる。
- ・行為がいじめに当たるかどうかは、いじめられた児童生徒の立場に立って考えることが大切。

3 学校の責務

- ・学校は教育活動全体を通じ「いじめをしない」、「いじめをさせない」、「いじめを許さない」集団作りに努め、児童生徒の互いに認め合い課題を克服していく力や、相手等の影響を考えながら円滑にコミュニケーションを図っていく力、自らいじめを解決し、粘り強くたくましく生きていくことができる力を育てる。
- ・児童生徒の実態やいじめが生まれる背景等を分析し、その結果をもとに、すべての児童生徒が安心して他社からも認められていると感じる「居場所づくり」や他者とのかかわり、他社の役に立っていると感じる「絆づくり」の取組を進める。
- ・児童生徒が安心して通い、学習や生活ができる場があることが求められることから、単にいじめをなくす取組にとどまらず、規律正しい態度で主体的に参加し、活躍できる授業づくりや、好ましい人間関係を基礎に豊かな集団生活が営まれる環境づくりに努める。
- ・いじめの問題の根本的な克服のため、すべての児童生徒に、心の通う人間関係を構築できる社会性、規範意識や自他の生命を尊重する心を育むとともに、将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせ、いじめを生まない環境を醸成する。
- ・児童生徒と関わり些細な変化・兆候の発見に努め、いじめの早期発見に努める。
- ・いじめを認知した場合、家庭や関係機関と連携して、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保する。

- ・いじめたとされる児童生徒に対しては事情を確認した上で、いじめが行われていた場合は、その保護者と情報を共有して別の指導を行い、いじめの非に気づかせ、いじめを受けた児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させるなど組織的に対応する。

4 学校におけるいじめ防止の具体的取り組み

＜教師の活動、はたらきかけ＞

- ・登校時の街頭や玄関における声掛けや指導の充実
- ・休み時間などの校内巡視活動、レポート活動の充実
- ・下校時の表情や様子の見とり
- ・道徳教育における生命の尊重や他への思いやりなど心の教育の充実
- ・職業体験学習や家庭科の授業における幼児とのふれあいをおし「慈しむ」心の充実
- ・教職員間の報告・連絡・相談の徹底
- ・入学説明会、懇談会等での保護者への啓発および協力依頼
- ・各種たより（学校だより、学級通信、指導部だより、保健だより 等）による啓発

＜児童生徒が中心となる活動、はたらきかけ＞

- ・最上級生を中心とした縦割り活動による各行事への取り組み
- ・ボランティア活動を通しての社会性の育成
- ・児童会・生徒会主催の自主的な活動への支援
- ・地域行事を通しての地域高齢者とのいきいき交流会（小学校）

＜地域との連携による活動、はたらきかけ＞

- ・地域合同運動会への参加
- ・講師を招いての情報モラル教室の開催
- ・小中、地域との連携強化

5 いじめ早期発見のための取り組み

- ・休み時間などの校内巡視活動およびレポート活動

児童生徒と接する時間をできるだけ多く作ることで、信頼関係を築くとともに、児童生徒の変化にいち早く気付く。

- ・いじめアンケート調査（年2回）

いじめの早期発見の手がかりとする。

- ・年2回（5月、10月）の教育相談（中学校）

児童生徒との信頼関係を築き、生徒の素直な気持ちを聞く機会とする。

教育相談期間を1週間程度とする。いじめアンケートの結果をもとに、相談内容を考慮する。

- ・生徒指導交流会（5月、11月、3月）の開催

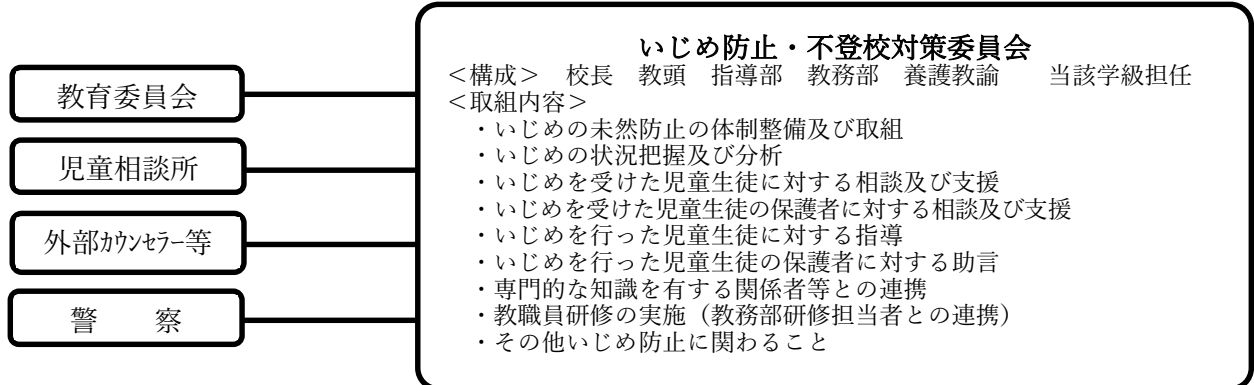
教職員間による情報の交換、共有、共通理解をはかる。

- ・家庭訪問、保護者懇談の実施

保護者との情報の共有をはかるとともに、連携を強化する。

6 校内体制及び組織について

- ・組織の構成～いじめ防止対策委員は、管理職、担任を含め生徒指導部が兼ねる。児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、必要に応じて関係職員を招集する。



年間指導計画

	職員会議等	未然防止の取組	早期発見の取組	備考
4月	生徒指導部会(※通年) 生徒指導交流	道徳教育の充実 あいさつの指導 (※通年)	個人面談	入学式・始業式 PTA総会における 説明・啓発
5月	生徒指導交流会		いじめアンケート 教育相談(小・中)	いじめアンケート結果報告 茂辺地合同運動会
6月				
7月		情報モラル教室		
8月				
9月				
10月			いじめアンケート 教育相談(小・中)	いじめアンケート結果報告 文化祭
11月	生徒指導交流会			校内研究会
12月				
1月				
2月				入学説明会における 説明・啓発
3月	生徒指導交流会			卒業式

7 いじめに対する措置

いじめを発見したとき、あるいはいじめの通報を受けたときは、発見したあるいは通報を受けた教職員で抱え込まず、速やかに「いじめ防止・不登校対策委員会」に相談し、情報の共有をはかる。「いじめ防止・不登校対策委員会」ではその情報に基づき今後の対応について検討する。その際には、被害児童生徒を必ず守りぬくと同時に、加害生徒には教育的な配慮をしつつも毅然とした態度で指導を行う。この対応については、全教職員の共通理解のもと行われるものとする。あわせて保護者の協力をあおぎ、また、関係機関との連携にも努める。

<いじめを発見したとき、通報をうけたときの対応>

- ①いじめと疑われる行為を発見したときは、その場でその行為を速やかにやめさせる。
- ②いじめと疑わしき行為を発見した、あるいは相談や訴えがあったときには、速やかにいじめ防止・不登校対策委員会に連絡し、情報の共有をはかる。
- ③いじめ防止・不登校対策委員会で対応について検討し、方針を提示する。
- ④提示された方針に基づき、関係児童生徒から事情を聞くなど、いじめの有無の確認を行う。
- ⑤経過および結果については、いじめを受けた児童生徒、いじめを行った児童生徒、それぞれの保護者に連絡する。
- ⑥いじめを受けた児童生徒およびその保護者との相談、支援を行う。
- ⑦いじめを行った児童生徒への指導を行うとともに、保護者と連絡を取り、今後に向けての学校の方針を伝え、協力を求める。
- ⑧児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れのある場合には、直ちに警察等との連携をはかる。
- ⑨いじめが解消した後も、双方の保護者との継続的な連絡を行う。

8 不登校対策について

(1) 不登校の早期発見・早期対応の取り組み

①早期発見の取り組み

- ・職員間で、欠席状況や教室での友達との会話、態度等の情報交流をする。
- ・1日でも欠席があった場合は、保護者と理由・状況確認等の連絡を取る。

②保護者との確認

- ・学校でできる対応（登下校時刻・学習する場所・担当教員・欠席時の対応等）の工夫できることを検討する。
- ・家庭でできること（学校への連絡・「学校に来る」事を前提とした声かけ・送迎等）を確認する。

③担当者と本人との約束

- ・「学校に来る」事を前提とした約束をする。
- ・学校に来られなかったときの約束をする。

④一定期間の観察と定期的な本人・保護者との面談

- ・本人の状況（気持ちや考え・生活状況等）を確認する。
- ・保護者との細やかな連絡や聞き取りを心がけ、現在の生活状況や現在の手だてが有効であるかの確認をする。

(2) 不登校の対応

①不登校生徒に対しての基本方針

- 個別対応が不可能な場合、別室でのプリント学習とする。
- 本人のペースに合わせてあせらずに進めていく。
- 無理やり学校に連れてくることはさけ、本人の意志に任せる。
- 朝の打ち合わせなどで、個の生徒の情報を共有する。必要に応じて、部会や対策委員会を開く。
- タブレットを使用した学習も検討する。

②不登校生徒への対応

＜共通の学級担任の対応ライン＞

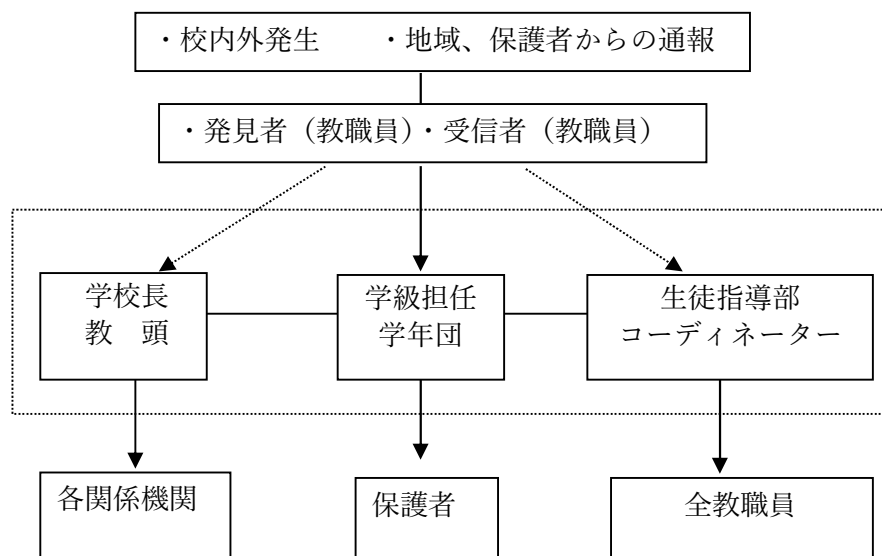
- 学校に連絡せずに休んだ場合、必ず電話連絡を行う。
- 1週間のうち一度も学校に来ない場合や連絡がつかない場合は、家庭訪問で子どもの存在を確認する。
- 1週間、登校できない場合は週末に家庭訪問を行う。

③不登校生徒への対応順位

- 担任が本人と教育相談
- 担任が保護者とのレポート（※原因の解明）＜様子を見る期間、改善がされない場合＞
- コーディネーターが中心となり、本人・保護者と教育相談＜様子を見る期間、改善がされない場合＞
- 管理職による本人・保護者と教育相談＜様子を見る期間、改善がされない場合＞
- 外部機関の紹介＜様子を見る期間、改善がされない場合＞
- ↓ 継続して、声をかけていく。外部機関との情報交換はコーディネーターが担当する。

9 問題行動における生徒指導

(1) 生徒指導の対応（問題行動発生時における基本的な連絡経路）



※事故発生時には、速やかに連絡を取り合う。

(2) 生徒指導の対応（問題発生時の調査と指導措置）

- ①問題発生時には、学担・学年から生徒指導部に連絡し集約する。
- ②統一した調査・対策を講じ、管理職の指示を受け、その措置をとる。
- ③事後の対策を立て、適切に指導にあたる。

1.0 重大事態への対処

生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ①重大な事態が発生した旨を、北斗市教育委員会に速やかに報告する。必要に応じて専門機関や警察等、関係機関への通報を行い、支援を要請する。
- ②教育委員会と協議の上、当該事実に対する組織をいじめ防止対策委員会を中核として設置する。
- ③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施し、当該事態への対処や同種の事態の再発防止をはかる。
- ④上記調査の結果については、いじめをうけた児童生徒・保護者に対し、明らかになった事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。これらの情報の提供に当たっては、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

1.1 評価

学校評価において、いじめ・不登校等の問題への取組についての評価・検証を行う。また、児童生徒および保護者向けアンケートの実施や学校協議会、PTA総会等での意見を聞き、今後の取組方法の工夫・改善に生かす。

1.2 その他

必要があると認められる際には、学校基本方針の見直しを行い、改めて公表する。